あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例の素案について

	修正案	原 案 (第4回策定委員会 提出分)	修正内容
	あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例	(案 1) あま市パートナーシップによるまちづくり条例	
名称	※ (案 3)に決定	(案 2) あま市パートナーシップによる協働のまちづくり条例	
		(案 3) あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例	
	<u>私たちが住む</u> あま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受	あま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受け、肥沃な大地	
	け、肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、農業を中心に発展しつつ、歴史と文化	と豊かな水に恵まれ、農業を中心に発展しつつ、歴史と文化を形成してきま	
	を形成してきました。古来の芸術と華やかさを今に伝える七宝焼、 <u>蜂須賀正</u>	した。古来の芸術と華やかさを今に伝える七宝焼、弘法大師が開山し蜂須賀	弘法大師の開山等は不詳のため削除、蜂
	勝とゆかりのある蓮華寺、そして、尾張四観音の一つで多数の重要文化財を	<u>小六が走り回った</u> 蓮華寺、そして、尾張四観音の一つで多数の重要文化財を	須賀小六は通称のため修正。
	有する甚目寺観音など、古人の残した数多くの遺産と共に暮らすまちでもあ	有する甚目寺観音など、古人の残した数多くの遺産と共に暮らすまちでもあ	
	ります。また、近年は都市化の進展に伴い、田園風景と住宅地との調和がと	ります。また、近年は都市化の進展に伴い、田園風景と住宅地との調和がと	
	れた緑豊かな地域を形成しています。	れた緑豊かな地域を形成しています。	
	<u>あま</u> 市は、七宝町・美和町・甚目寺町の旧3町が <u>手と手を取り合って</u> 生ま	<u>本</u> 市は、七宝町・美和町・甚目寺町の旧3町が <u>スクラムを組んで</u> 生まれま	「スクラム」は日本語として定着してい
	れました。互いの特色を <u>生かし</u> 、かつ <u>、</u> 補完しながらのまちづくりを目指し、	した。互いの特色を活かし、かつ補完しながらのまちづくりを目指し、地域	ないため、同じ意味合いの言葉に変更。
	地域の連帯感により生まれた助け合いの精神や、数多くの地域活動とそれを	の連帯感により生まれた助け合いの精神や、数多くの地域活動とそれを支え	「活かす」は常用外漢字であるため「生か
	支える市民たちによって、より良いまちづくりをしていこうという取り組み	る市民たちによって、より良いまちづくりをしていこうという取り組み <u>も</u> 行	し」に変更。
	<u>が</u> 行われています。一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化が、	われています。一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化が、地域	
	地域のつながりを薄れさせ、市民の連帯感が希薄になりつつあります。また、	のつながりを薄れさせ、市民の連帯感が希薄になりつつあります。また、市	
前文	市民の価値観が多種多様化する中で、その複雑化したニーズに対する公共サ	民の価値観が多種多様化する中で、その複雑化したニーズに対する公共サー	
	ービスを行政だけで提供することが難しくなっています。	ビスを行政だけで提供することが難しくなっています。	
	<u>一生涯住み続けたいまち</u> を築いていくには、この地域に <u>顕在し、又は潜在</u>	「一生涯、住み続けたいまち"あま"」を築いていくには、この地域に <u>潜</u>	引用ではない形に変更。
	<u>している</u> 市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に <u>生かす</u>	<u>在する</u> 市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に <u>活かす</u> こ	言い回しの変更。
	ことが求められます。市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課	とが求められます。市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題	
	題に自発的に取り組み、その知恵や力を生かし合うために、それぞれが手を	に自発的に取り組み、その知恵や力を活かし合うために、それぞれが手を繋	
	<u>つなぎ</u> 合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う市民、	<u>ぎ</u> 合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う市民、地	ひらがなに変更。
	地域組織、市民活動団体及び事業者並びに市が対等な立場で助け合い、パー	域組織、市民活動団体及び事業者が対等な立場で助け合い、パートナーシッ	「市」を追加。
	トナーシップを組み、連携し <u>、</u> 協働していくことが大切です。	プを組み、連携し恊働していくことが大切です。	動詞と動詞の接続なので読点を追加。
	パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目	パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目	
	指すものです。市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文	指すものです。市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文	
	化を守り育て、 <u>安全安心で</u> ぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さら	化を守り育て、ぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい	「安全安心で」を追加。
	には明るい未来を子どもたちに残すため、ここに <u>あま市みんなでまちづくり</u>	未来を子どもたちに残すため、ここに <u>市民協働のまちづくりを推進する条例</u>	条例の名称に変更。
	パートナーシップ条例を制定します。	を制定します。	
		(案 1) この条例は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する基	
目的		本理念を定め、市民、地域組織、市民活動団体、事業者(以下「市民等」	
		という。) 及び市が、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的	

		ルナフ	
	この条例は、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者(以下「市民等」	とする。 (案 2) この条例は、市民、地域組織、市民活動団体 <u>、</u> 事業者(以下「市民	辛吐 しの区別がなるため 「東要学」の前
			
	という。)並びに市が、パートナーシップによるまちづくりを推進する上で 以票な東頂を実めることにより、地域の特色を失かした活力をる体の良い地		
	必要な事項を定めることにより、地域の特色を生かした活力ある住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。	<u>本</u> 事項を定めることにより <u>住みよいあま市の実現を目指す</u> ことを目的 とする。	対象の
	<u>域任去の実現に寄与りる</u> ことを目的とりる。 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると	こりる。 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると	百来の厄加、予明の変更。
	この未例において、外の行方に拘りる用語の息我は、当成行方に足めるところによる。	この未例において、外の分々に拘りる用品の息我は、日政分々に定めると ころによる。	
	(1)まちづくり 地域の特色を生かした活力ある住み良い地域社会をつく		日的と同じ立章に統一
	るための取り組みをいう。	(1) より) (リー <u>にかよいより、豆がな</u> 地域性去を) (るための取り船が をいう。	
	(2)パートナーシップ 市民等及び市が、対等の立場で協力し、かつ、連		
	携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係を	_	できないため、読点を使用。
定義	いう。		12 W. 12 % (
	(3)協働 同じ目的のために役割を分担し、かつ、補完し、共に協力して	 (3)協働 同じ目的のために役割を分担し、共に協力して働くことをいう。	
	働くことをいう。		
	(4)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わ	 (4)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わ	
	る者をいう。	る者をいう。	
	(5)地域組織 区(合併前の3町の大字の区域をいう。)、町内会、コミ	 (5)地域組織 区、町内会、コミュニティ及びこれに類する地域で生活す	 区の定義がないため、括弧書きを追加。
		 ることを縁として活動を行う組織をいう。	
	組織をいう。		
	(6) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織	(6)市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織	言い回しの変更。
	をいう。ただし、その活動が宗教的活動及び政治的活動に該当 <u>するもの</u>	をいう。ただし、その活動が宗教的活動及び政治的活動に該当 <u>しないも</u>	
	<u>を除く。</u>	<u>のをいう。</u>	最後の語句が「等」「その他(の)」の時は、
	(7)事業者 市内で事業を営む個人 <u>、</u> 法人その他団体をいう。	(7)事業者 市内で事業を営む個人 <u>及び</u> 法人その他 <u>の</u> 団体をいう。	すべての語句を読点で結ぶ。また「法人」
			と「団体」が並列の関係にあるため、「そ
			の他の」を「その他」に変更。
	市民等及び市は、 <u>第〇条の目的</u> を実現するため、次に掲げる基本理念にの	市民等及び市は、地域の特色を活かし、愛着の持てるまちを実現するため、	言い回しの変更。
	っとり、パートナーシップによるまちづくりを推進するものとする。	次に掲げる基本理念にのっとり、パートナーシップによるまちづくりを推進	
		するものとする。	
	(1) 市民参加によって、市民主体のまちづくりに取り組むこと。	(1) 市民参加によって、市民主体のまちづくりに取り組むこと。	
基本	(2) それぞれの役割と特性を理解し、 <u>互いに補完し合いながら、</u> 対等な立	(2) それぞれの役割と特性を理解し、対等な立場で目標を立て協力するこ	
理念	場で目標を立て協力すること。	と。	
	(3)理解及び信頼関係を築くために、互いに必要な情報を共有し、活動を	(3)理解及び信頼関係を築くために、互いに必要な情報を共有し、活動を	
	推進すること。	推進すること。	
	(4) それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、情報等の提供に努めること。		
		は情報等の提供に努めること。	

(まちづくりを担う主体)

パートナーシップによるまちづくりを担う主体は、市民等及び市とする。

(市民の役割)

市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての役割を自覚し、地域へ の関心を高め、自発的にまちづくりに参加し、協力するよう努めるものとす る。

(地域組織の役割)

地域組織は、地域住民に対してまちづくりへの参加を促すとともに、地域 の特性を生かしたまちづくりに努めるものとする。

主体

(市民活動団体の役割)

市民活動団体は、自らの活動の社会的意義と責任を自覚して、まちづくり に取り組むとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとす

(事業者の役割)

事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりへの理解を深め、地 域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市の責務)

市は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する施策に総合的か つ計画的に取り組むとともに、協働の促進に向けた環境整備に努めなければ ならない。

(基本施策)

市は、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、次に掲げる施 策の実施に取り組むものとする。

- (1) 市政への参画機会の提供に関すること。
- (2)活動に必要な物品等及び場所の提供に関すること。
- (3)情報の収集及び提供に関すること。
- 施策 (4)人材、組織等の育成に関すること。
 - (5) 財政支援に関すること。
 - (6) 普及啓発に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(まちづくりを担う主体)

パートナーシップによるまちづくりを担う主体は、市民、地域組織、市民 | 目的で「市民等」とうたっているので修 活動団体、事業者及び市とする。

(市民の役割)

市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての責任を自覚し、地域へ の関心を高め、自発的にまちづくりに参加及び協力するよう努めるものとす

(地域組織の役割)

地域組織は、地域住民に対してまちづくりへの参加を促すとともに、地域 の特性を活かしたまちづくりに努めるものとする。

地域組織は、他の地域組織、市民活動団体、事業者及び市と協働して、パー | 理念でうたっているので削除。 トナーシップによるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

市民活動団体は、自らの活動の社会的意義と責任を自覚して、まちづくり に取り組むとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとす

(事業者の役割)

事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりへの理解を深め、地 域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市の青務)

市は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する施策を総合的か つ計画的に取り組むとともに、協働の促進に向けた環境整備に努めなければ ならない。

(基本施策)

市は、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、次に掲げる施 策の実施に取り組むものとする。

- (1) 市政への参画機会の提供に関すること。
- (2)活動に必要な物品等及び場所の提供に関すること。
- (3)情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 人材の育成に関すること。
- (5) 財政支援に関すること。
- (6)前各号に掲げるもののほか、パートナーシップによるまちづくりを推 進するため市長が必要と認めること。

(まちづくり基金)

市は、パートナーシップによるまちづくりに関する事業の推進を図るた | 条例を制定する。

組織等を追加。

「まちづくり基金」を設置する際に、別に

		め、あま市まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。 基金として積み立てる額は、あま市一般会計歳入歳出予算で定める額と し、協働の促進のための寄附金及び一般財源によるものとする。 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法に より保管しなければならない。	
		し、協働の促進のための寄附金及び一般財源によるものとする。 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法に	
		基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法に	
		より保管したければからない。	
		<u> </u>	
		基金の運用から生ずる収益は、あま市一般会計歳入歳出予算に計上して、	
		この基金に編入するものとする。	
		市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及	
		び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが	
		<u>できる。</u>	
		基金は、パートナーシップによるまちづくりに関する事業の実施に必要な	
		経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができ	
		<u>る。</u>	
	(まちづくり委員会)	(まちづくり委員会)	
	パートナーシップによるまちづくりの推進に関する必要な事項を審議す	<u>市は、</u> パートナーシップによるまちづくりの推進に関する必要な事項を審	
3	るため、 <u>市に、</u> あま市まちづくり委員会を置く。	議するため、あま市まちづくり委員会 <u>(以下「委員会」という。)</u> を置く。	
		委員会は、市長の諮問に応じ、パートナーシップによるまちづくりの推進	委員会の組織及び運営等についての事
		に関することについて審議する。	項をほかで定めるのであれば削除。
		<u> 委員会は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する施策及び必</u>	
		要な事項について、市長に意見を述べることができる。	
		<u>委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもっ</u>	
		<u>て組織する。</u>	
		(1) 公募による市民	
		(2) 市民活動団体の関係者	
		(3) 事業所の関係者	
		(4) その他市長が必要と認める者	
		<u>委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の</u>	
		補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
		前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項	
		は、規則で定める。	
委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長	
安住」が	が別に定める。	が別に定める。	
附則	この条例は、平成24年4月1日から施行する。	この条例は、平成24年4月1日から施行する。	